

滋賀県森林作業道作設チェックリスト

申請日： 年 月 日 事業主体：

開設する者（重機オペレータ）： 確認者：

森林の所在地：

施工延長：

区分		チェック項目	開設者	確認者
路線計画	基本事項	①森林作業道は、林業の持続的発展と、森林の多面的機能の持続的発揮に寄与するものであることを意識し、滋賀県森林作業道作設指針を理解のうえ作設する。 ②路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ③地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ④林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ⑤作設箇所は原則として 35° 未満を目安とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所や土砂災害警戒区域は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑥急傾斜地の 0 次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑦ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑧作設箇所について、やむを得ず 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、土砂災害警戒区域、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。これによりがたい場合は簡易架線集材との組み合わせにより施業する。 ⑨森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑩環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑪造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑫希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑬事前計画チェックリストにて確認した許認可等について、全て手続き済みである。	☐	☐

施 工	幅 員	①幅員は3 m以下を基本とし、傾斜 35 度以上においては2.5 m 以下を基本とする。 ②必要に応じ、林地保護のため安全性を配慮しつつ、2.0 m程度の幅員を検討する。	☐	☐
	縦 断 勾 配	①集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。 ②集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。 ③現地条件が良い場合は概ね18% (10°) 以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね25% (14°) とする。マサ土においては特に雨水浸食が発生しやすいことからこれより緩い勾配とする。 ④安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保する。	☐	☐
	排 水 施 設	①路面水がまとまった流量とならない間隔で排水施設を設置する。 ②横断排水先の流末が不安定な地質や地形である場合は、側溝等により下流へ導水する。 ③排水溝は、維持管理を考慮し原則として開きよとする。 ④小溪流を横断する場合は、原則として洗い越し施工とする。 ⑤丸太やゴム板による横断排水施設は、車両の荷重により潰れたり、車両が滑りやすくなるため、急勾配やカーブ途中には設置しない。 ⑥コンクリート路面工等を設ける場合は、侵食防止等の観点から地山とコンクリート路面工の境界に沿って横断排水施設を設置する。 ⑦横断排水施設の排水先には水たたきを設置し、路体の決壊を防止する。 ⑧排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入と予期しない盛土への流下を避ける。 ⑨転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。	☐	☐
	切 土 ・ 盛 土	①土質に応じた施工方法により実施する。 ②幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。 ③残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。	☐	☐

施 工	切 土	①ヘアピンカーブの入り口など局所的に 1.5m を超える場合を除き、切土高は 1.5m 程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。 ②近傍の類似土質の現場において直切のり面が安定している場合は、直切りを可能とする。 ③近傍の類似土質の現場において直切のり面が安定していない場合は、切土勾配は土砂の場合は 6 分、岩石の場合が 3 分を基本として施工する。 ④ 2 m を超える切土高が連続したり、5 m を超えるような切土高が発生する場合は、線形に問題があるため線形の見直しも含め検討する。	☐	☐
	盛 土	①複数層に区分し、各層 30 cm 程度の厚さとなるよう十分に締め固める。 ②盛土のり面勾配は、概ね 1 割(45 度)より緩い勾配とする。 ③やむを得ず開設する急傾斜地では、盛土高を抑えながら堅固な路体を構築するため、法止めとして丸太組工等の設置を検討する。 ④ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。 ⑤沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。 ⑥盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。	☐	☐
	曲 線 部	林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。	☐	☐
	構 造 物 等	①構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。 ②軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を検討する。 ③森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、碎石を施すなどの対策を検討する。 ④火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。 ⑤ 2 t 積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を検討する。	☐	☐

	伐開	①斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。 ②幅は、土質条件や風衝、雪の匍行を考慮して決定する。 ③路線谷側沿いの立木は、できるだけ残す。	☐	☐
周辺環境への配慮		人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。	☐	☐
管理		①一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。 ②森林作業道の管理主体を明確にし、造林作業道等台帳に登載する。	☐	☐